



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年7月10日水曜日 第1371号外2

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則.....	1
愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則.....	1

## 規 則

### ○愛媛県規則第49号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

「土地収用法  
土地収用法  
愛媛県土地  
愛媛県土地

に基づくあつせん委員  
に基づく仲裁委員  
収用事業認定審議会委員  
収用事業認定審議会専門委員」  
に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### ○愛媛県規則第50号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「国」の下に「（法令の規定により国の行政機関とみなされ、土地収用法（昭和26年法律第219号）第125条第1項ただし書（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定が準用される法人を含む。）」を加え、「及び57の項から61の項まで」を「から61の項まで（56の項を除く。）」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

